

# 政令市で一番負担の重い国民健康保険料は引き下げを！

## 4年の任期中に2度も値上げをした大西市長に、市民の声は届かないのでしょうか？

### 相次ぐ社会保障の負担増に市民は「悲鳴」

今年度から、社会保障各分野でさまざまな負担増が行われました。

- ・入院食事代・1食 360円→460円
- ・療養病床入院患者の水光熱費が200円から370円へ
- ・8月から高額療養費制度の自己負担額引き上げ

- ・財政主体が県へ移行し、全国約4割の市町村で国保料値上げ
- ・後期高齢者医療保険の保険料軽減特例縮小
- ・介護保険料改定で6000円（全国平均）を超える保険料に
- ・介護報酬改定による利用負担増

### 医療費が高くても、保険料を安く抑えている政令市も

これまで市長は、「熊本市は医療費が高いから、保険料も高くなる」と説明してきましたが、熊本市よりも被保険者1人当たりの医療費が高い岡山市・広島市・北九州市は、保険料を安く抑えています。一番安い広島市は、同じ条件で1世帯10万円も安い保険料です。

	医療費	保険料
熊本市	336,899	399,070
広島市	344,234	307,950
岡山市	338,411	354,960
北九州市	339,653	324,660

\*医療費は一人当たり（円）

\*保険料は4人世帯所得200万円（円）

### 市民の一番の願いは、“国保料の値下げ”

市民アンケートで、「今熊本市に一番力を入れてほしいこと」は、

- 1、国民健康保険料の引き下げ
- 2、熊本地震の被災者支援
- 3、貧困対策
- 4、介護保険料の負担軽減・サービス拡充

となっています。

### 【市民アンケートの声】

- ・国民健康保険が低所得者に大変な負担だということを市長は知っていますか？
- ・低年金者の生活基盤を揺るがす容赦ない値上げは到底容認できない。為政者の神経を疑う。

### 【控え室から】 子どもの成長に学ぶ

上野 みえこ



孫の通う幼稚園では、運動会の練習が行われています。本番間近です。里帰りの娘が見学してきたと、録画を見せてくれました。どこに行っても、所かまわず走り回っている下の孫も、園児の列に並び、行進やお遊戯をしているのを見ると、その成長を実感します。フンテンポ遅れたり、振り付けを忘れたり、それでも一生懸命に演ずる様子には感動します。少し前は、2人の孫を連れて行ったクラシックのミニコンサート、プログラムの半分くらいは頑張つて、体でリズムをとり、聞き入っていました。（後の半分は、運動会になってしまいました。・・・）小さな子どもと過ごしていると、日常生活のちょっとしたことに、新しい発見があって、その感性にハッとさせられることがあります。家の中は、孫たちのつくった工作でいっぱいです。壁も、写真やお絵描きで、展示会さながらです。たくさんの力を秘めている子どもたちの、その力が、どのように発揮されていくのか、楽しみです。そんな子どもたちに、私たち大人も多くのことを学ぶのではないのでしょうか。子どもの成長を支えていきたい、そして、子どもたちに学ぶ日々でありたいと思います。

### 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

NO. 1112

2018年9月23日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



# 小規模企業の振興・成長を目的とした 「中小企業振興基本条例」の改正案が提案

8月28日に開かれた「市議会政策条例検討会」に、「中小企業振興基本条例」の改正案が提案されました。同条例は、2012年に議会からの提案で議論が始まり、共産党も含む各党派と経済団

体などとの協議が重ねられ、作られたものです。今回の改正案は、熊本経済の土台を支える小規模企業・零細企業の振興や持続発展等を新たに目的に追加する内容となっています。

## 企業数の99.8% 従業員の88.5%が中小企業

下表の通り、熊本市内の企業のうち、中小企業は企業数の99.8%、従業員の88.5%を占め、熊本の雇用や経済を土台から支える役割を果たしています。

熊本市中小企業者および小規模企業者の状況

(ア) 企業数

区分	企業数	全体構成比
中小企業者 <sup>①</sup>	20,956	99.8%
うち小規模企業者	17,335	82.5%
大企業 <sup>②</sup>	46	0.2%
合計 <sup>(①+②)</sup>	21,002	

\* 出典：中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数(民間、非一次産業、2014)」

\* 会社以外の法人(医療法人・社団法人等)・公務、及び農林漁業を除く

(イ) 従業者数

区分	従業者総数(人)	全体構成比
中小企業者 <sup>①</sup>	185,233	88.5%
うち小規模企業者	59,825	28.6%
大企業 <sup>②</sup>	23,887	11.4%
合計 <sup>(①+②)</sup>	209,120	

## 条例改正案のポイント

- ① 小規模企業（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下）の振興を改めて追加

今回の改正案は、小規模企業に対し、売り上げの拡大とともに、技術やノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持など事業の継続と発展を改めて目的に追記し、そのために市や大企業が果たすべき役割を明記しています。

- ② 「基本計画策定」を義務化

これまでは策定の義務がなかった「基本計画の策定」を義務化。より具体的な政策や取り組みを明確にすることが求められるようになります。

## 実効性のある政策へ結びつけるために 実態把握・議会のチェックも求められます

今回提案された中小企業振興基本条例の改正案は、政策条例検討会で引き続き議論が行われます。

検討会で那須議員は「条例が理念として終わるのではなく、実効性のある政策へと結びつけていくために、まずは小規模企業の置かれた現状分析や実態

把握が大切。全数調査などにも取り組むべき」と指摘。

また、基本計画の策定過程やその後の事業検証に、議会がチェック機能を果たしていくことも求められます。

